

介護保険施設における負担限度額等が変わりますー令和3年8月1日からー

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

●介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度について

8月1日から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方は、食費の負担額が見直されます。

補足給付の預貯金要件の見直し

	7月まで	→ 見直し後（8月から）
年金収入等 ※80万円以下（第2段階）	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超（第3段階②）		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	→ 見直し後（8月から）	7月まで	→ 見直し後（8月から）
年金収入等 80万円以下（第2段階）	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下（第3段階①）	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超（第3段階②）	650円	1,360円	650円	1,300円

※第1段階は変更ありません。

※有効期間は申請月の1日から7月末までとなっています。継続してサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月1日より受け付けます。

高額介護サービス費の負担限度額が見直されますー令和3年8月利用分からー

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

●高額介護サービス費の負担限度額について

8月1日以降サービス利用分より一定年収以上の方の負担限度額が以下のように見直されます。

区 分		負担の上限額（月額）
新設	課税所得 690万円（年収約 1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約 770万円）～ 課税所得 690万円（年収約 1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380万円（年収約 770万円）未満	44,400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得 金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円（世帯）
		15,000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）